

# 障害年金制度

# 障害年金制度の概要



# 障害年金の目的

## 障害年金の目的

- 障害年金は、被保険者期間中の傷病によって日常生活能力や労働能力などが制限されるような障害の状態になった場合に、その生活の安定を図るための給付である。
- 通常は加齢に伴って起こる稼得能力の喪失が、現役期に障害状態となることで早期に到来することに対応するものとして、その保険事故の発生に対し、一定の所得保障を行うことを目的としている。

## 参考①

- 障害年金は、国民が廃疾となって日常生活の用を弁ずることができなくなったり、あるいは日常生活に著しい制限が加えられたりした場合、すなわち、所得活動が制限された場合に、その生活の安定がそこなわれることのないよう防止することを目的とする給付である。

(出典) 小山進次郎『国民年金法の解説』

## 参考②

- 障害年金は、労働者が障害となって労働することができなくなったり、労働が制限されたりした場合に、その生活の安定を図るための給付であ…る。

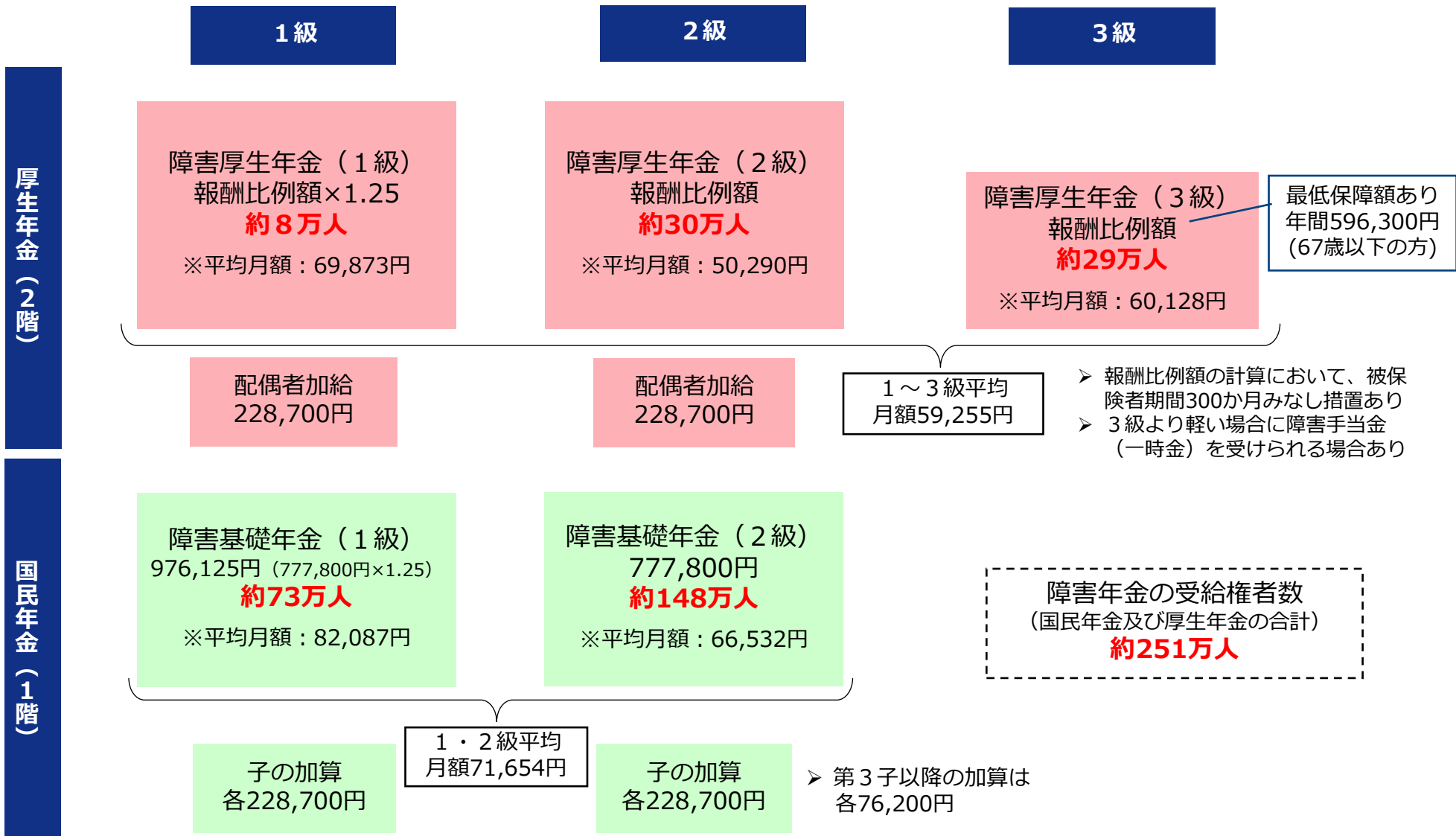
(出典) 有泉亨・中野徹夫『厚生年金保険法〔全訂社会保障関係法1〕』

## 参考③

- 年金が高齢者、障害者及び遺族に支給されるのは、これらの者は所得が減少したり又は喪失したりすることが多いからである。しかも、長期にわたって所得が減少・喪失するため、長期給付である年金の支給対象とするのに適している。このように年金は所得が減少・喪失した者に支払われるため、年金は稼得能力の低下・喪失に対するものだと説明されることが多い。
- 一般に、一定程度以上の障害を有する者は、就労することが困難になり、所得が減少又は喪失することが多い。障害年金は、このような障害者の所得を補填するために支給される年金である。

(出典) 堀勝洋『年金保険法(第5版)』

# 障害年金の給付額と受給権者数



(注) 人数・平均月額については、厚生年金保険・国民年金事業年報(令和3年度)による年度末の数値であり、旧法年金・共済年金を含む。

# 障害年金制度の概要 ① 障害基礎年金

## 1. 支給要件

国民年金の被保険者期間または被保険者の資格を失った後60歳以上65歳未満で日本国内に住んでいる期間に初診日のある傷病によって、初診日から1年6ヵ月経った日あるいは1年6ヵ月経たない間に治った日（以下「障害認定日」という。）に、1級または2級の障害の状態にある場合に支給される。

（注）保険料納付要件（以下のいずれか）を満たしていることが必要。

- ① 初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までに被保険者期間があり、かつ、そのうち国民年金の保険料納付済期間と保険料免除期間をあわせた期間が3分の2以上あること。
- ② 初診日が令和8年4月1日前にあるときは、初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの直近1年間に保険料の未納がないこと。

## 2. 20歳前に初診日がある場合

20歳前に初診日がある場合には、20歳に達したとき（障害認定日が20歳以後のときは障害認定日）に、1級または2級の障害の状態にあれば、障害基礎年金が支給される。

（注）20歳前傷病による障害基礎年金については、本人が保険料を納付していないことから所得制限が設けられており、扶養親族等がないときは、所得が370.4万円を超える場合には年金額の2分の1相当額に限り支給停止とし、472.1万円を超える場合には全額支給停止とする二段階制がとられている。

## 3. 年金額（令和5年度） ※67歳以下の方（新規裁定者）の場合

- 〈1級障害の場合〉 993,750円（老齢基礎年金の満額の1.25倍）+ 子の加算額
- 〈2級障害の場合〉 795,000円（老齢基礎年金の満額と同額）+ 子の加算額

子の加算額：第1子・第2子・・・各228,700円  
第3子以降・・・各76,200円

（注）子とは、18歳到達年度の末日までにある子または1級・2級の障害の状態にある20歳未満の子

# 障害年金制度の概要 ② 障害厚生年金

## 1. 支給要件

障害基礎年金の保険料納付要件を満たしている者が、厚生年金保険の被保険者期間中に初診日のある傷病によって、障害認定日（障害基礎年金と同じ）に、1級～3級の障害の状態にある場合に支給される。

（1級または2級の障害の状態にある場合は、障害基礎年金と障害厚生年金が支給される。）

（注1）障害基礎年金と同様の保険料納付要件を満たしていることが必要。

（注2）障害手当金

厚生年金の被保険者期間中に初診日のある病気・怪我が初診日から5年以内に治り、障害厚生年金を受けるよりも軽い障害が残った場合に、障害基礎年金を受けるのに必要な保険料納付済期間を満たしている者に対して、一時金として支給される。

## 2. 年金額

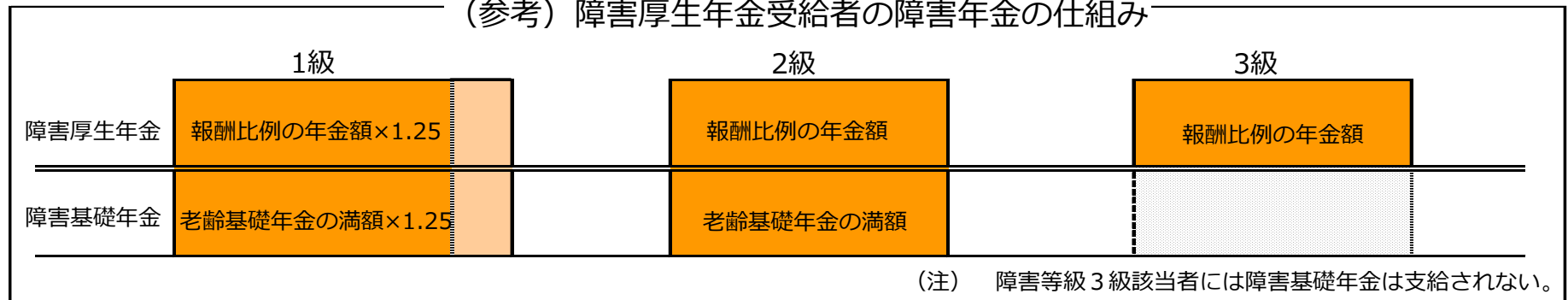
〈1級障害の場合〉  $(\text{報酬比例の年金額} \times 1.25) + \text{配偶者加給年金額}$

〈2級障害の場合〉  $(\text{報酬比例の年金額}) + \text{配偶者加給年金額}$

〈3級障害の場合〉  $(\text{報酬比例の年金額})$  （ただし、障害基礎年金の3/4の額を最低保障とする）

※報酬比例の年金額は老齢厚生年金の計算による。ただし、被保険者期間が300月未満である際は300月とみなして計算する。

（参考）障害厚生年金受給者の障害年金の仕組み



## （参考） 障害等級の考え方

1級：日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度の障害

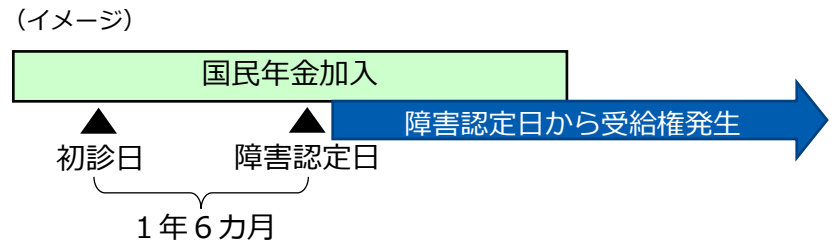
2級：日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害

3級：労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害

# 障害年金制度の概要 ③ 障害年金の受給権の発生時期等

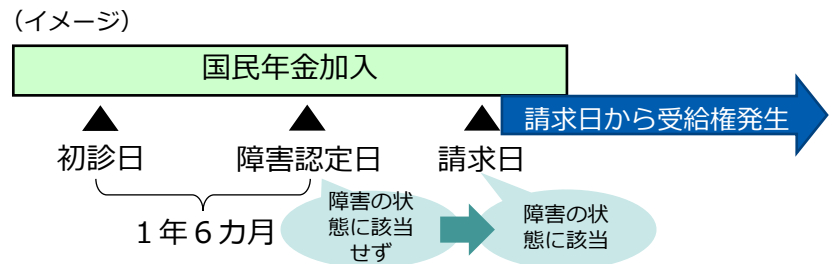
## 1. 障害認定日による請求（原則）

- 被保険者期間等に初診日のある傷病によって、初診日から1年6カ月経った日あるいは1年6カ月経たない間に治った日（以下「障害認定日」という。）において、障害等級表に定める障害の状態にある場合、障害認定日に受給権が発生。
- 障害認定日の属する月の翌月分から（障害認定日以後に20歳に達したときは、20歳に達した日の属する月の翌月分から）支給。



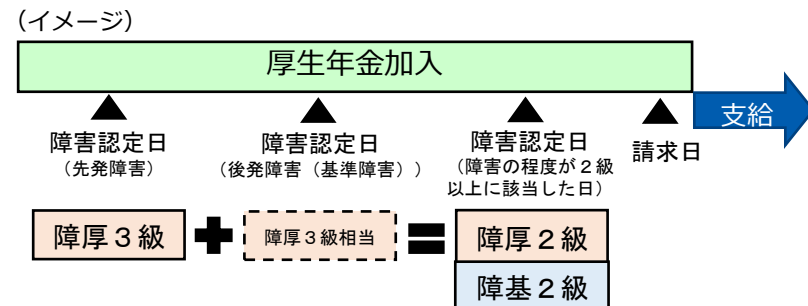
## 2. 事後重症による請求

- 障害認定日において障害等級表に定める障害の状態に該当しなかった者でも、その後症状が悪化し、65歳に達する日の前日までに、障害等級表に定める障害の状態になり、本人の請求があったときは、請求日に受給権が発生。
- 請求日の属する月の翌月分から支給。
- その他、保険料納付要件等は、障害認定日による請求と同様。



## 3. 初めて2級による請求

- 既に先発の傷病による障害を持つ人が、後発の傷病（基準傷病）による障害（基準障害）を持ち、基準障害の障害認定日から65歳に達する日の前日までの間に、この両方の障害を併合して初めて1級または2級の障害の状態になったときには、その障害の状態になったときに受給権が発生。
- 請求日の属する月の翌月分から支給。
- その他、保険料納付要件等は、障害認定日による請求と同様。



### ※1 初診日の設定

- 障害年金を含む公的年金制度は社会保険方式が採られており、保険の原理に基づき制度設計がなされている。このため、障害年金の受給権を得るためには、保険事故の発生時点において一定の保険料納付要件を満たしていることが必要である。
- 障害年金制度においては、この保険事故の発生時点として、障害の原因となった傷病について初めて医師等の診療を受けた日である初診日に置いている。

### ※2 障害認定日の設定

- 障害認定日とは、初診日から1年6か月経過した日（その間に症状が治った場合は、その治った日）をいう。

# 障害認定と障害等級表①

- 障害年金が支給される「障害の状態」とは、身体又は精神に、障害等級に該当する程度の障害の状態があり、かつ、その状態が長期にわたって存在する場合をいい、障害の程度の認定は、「障害等級表」に基づくとともに、その具体的な取扱いは「障害認定基準」において定められている。
- 障害基礎年金は、全国民を対象として支給されるものであることから、日常生活能力の制約に着目して1級、2級の給付を行うものであるのに対し、障害厚生年金は被用者を対象に、基礎年金の上乗せ給付として、労働能力の喪失という観点に着目して1級から3級までの給付を行う。

## 障害等級表（国民年金法施行令別表）

障害等級	障害等級1	障害等級2
	<ol style="list-style-type: none"> <li>次に掲げる視覚障害               <ol style="list-style-type: none"> <li>両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの</li> <li>一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの</li> <li>ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI/2視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの</li> </ol> </li> <li>自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>次に掲げる視覚障害               <ol style="list-style-type: none"> <li>両眼の視力がそれぞれ0.07以下のもの</li> <li>一眼の視力が0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの</li> <li>ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI/2視標による両眼中心視野角度が56度以下のもの</li> </ol> </li> <li>自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの</li> </ol>
	<ol style="list-style-type: none"> <li>両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの</li> <li>両上肢の機能に著しい障害を有するもの</li> <li>両上肢の全ての指を欠くもの</li> <li>両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの</li> <li>両下肢の機能に著しい障害を有するもの</li> <li>両下肢を足関節以上で欠くもの</li> <li>体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの</li> <li>前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする症状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの</li> <li>精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの</li> <li>身体の機能の障害若しくは症状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの</li> <li>平衡機能に著しい障害を有するもの</li> <li>そしゃくの機能を欠くもの</li> <li>音声又は言語機能に著しい障害を有するもの</li> <li>両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの</li> <li>両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの</li> <li>一上肢の機能に著しい障害を有するもの</li> <li>一上肢の全ての指を欠くもの</li> <li>一上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの</li> <li>両下肢の全ての指を欠くもの</li> <li>一下肢の機能に著しい障害を有するもの</li> <li>一下肢を足関節以上で欠くもの</li> <li>体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの</li> <li>前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする症状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの</li> <li>精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの</li> <li>身体の機能の障害若しくは症状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの</li> </ol>



# 障害認定と障害等級表②

## 障害等級表（厚生年金保険法施行令別表第一）

障害等級3級

厚生年金のみ

1. 次に掲げる視覚障害
  - イ. 両眼の視力がそれぞれ0.1以下に減じたもの
  - ロ. ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の I / 4 視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下に減じたもの
  - ハ. 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下に減じたもの
2. 両耳の聴力が、40センチメートル以上では通常の話声を解することができない程度に減じたもの
3. そしゃく又は言語の機能に相当程度の障害を残すもの
4. 脊柱の機能に著しい障害を残すもの
5. 一上肢の3大関節のうち、2関節の用を廃したもの
6. 一下肢の3大関節のうち、2関節の用を廃したもの
7. 長管状骨に偽関節を残し、運動機能に著しい障害を残すもの
8. 一上肢のおや指及びひとさし指を失ったもの又はおや指若しくはひとさし指を併せ一上肢の3指以上を失ったもの
9. おや指及びひとさし指を併せ一上肢の4指の用を廃したもの
10. 一下肢をリスフラン関節以上で失ったもの
11. 両下肢の10趾の用を廃したもの
12. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
13. 精神又は神経系統に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
14. 傷病が治らないで、身体の機能又は精神若しくは神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を有するものであって、厚生労働大臣が定めるもの

### （参考）障害等級表の考え方（昭和60年改正以降）

	厚生年金	国民年金
1級	日常生活の用が不能	
2級	日常生活に著しい制限	
3級	労働に著しい制限	—

## 障害年金生活者支援給付金の概要

- 障害年金生活者支援給付金は、障害基礎年金の受給権者の生活を支援するため、年金に上乗せして支給している。

【令和5年度給付基準額 **年61,680円**（月額5,140円）】（障害等級2級の者の場合）

- 【支給要件】
- ① 障害基礎年金受給者であること
  - ② 前年の所得<sup>※1</sup>が、472万1,000円以下<sup>※2※3</sup>であること

※1 障害年金（非課税収入）は、給付金の判定に用いる所得には含まれない。

※2 20歳前障害基礎年金が支給停止となる所得基準額と同額となるよう設定。扶養親族等の数に応じて増額する。

- 【給付額】
- 障害等級2級の者 ……**5,140円**<sup>※3</sup>（月額）
  - 障害等級1級の者 ……**6,425円**<sup>※3</sup>（月額）

※3 毎年度、物価変動に応じて改定

### その他

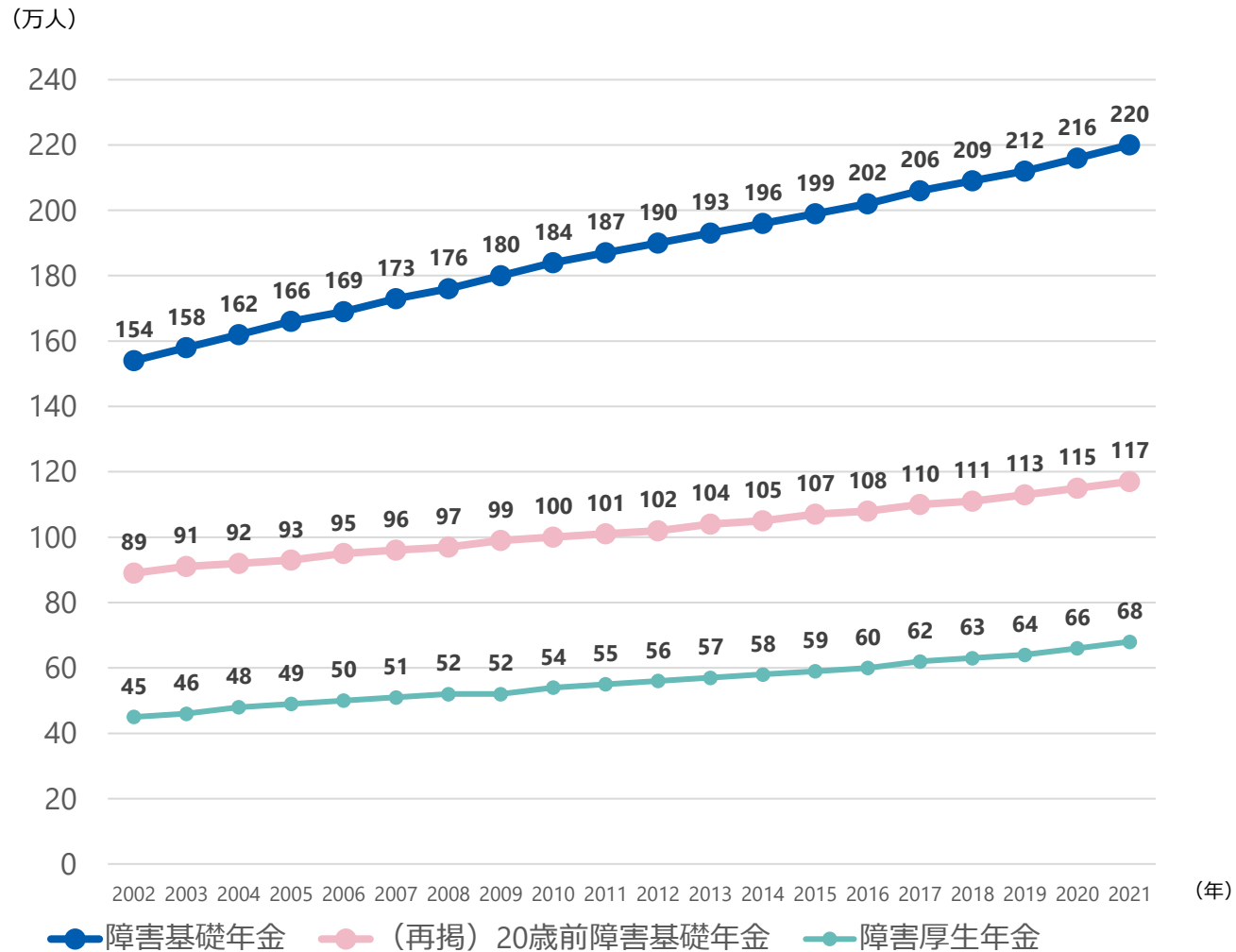
- ・ 施行日…令和元年10月1日
- ・ 手続 ……本人の認定請求により受給権発生。日本年金機構が支払事務を実施。年金と同様に2か月毎に支給。
- ・ 費用 ……全額国庫負担
- ・ 件数 ……204.8万件（令和3年度末現在）
- ・ その他…給付金は非課税。

# 障害年金受給権者の現状



## 障害年金受給権者数の推移

- ▶ 障害基礎年金、障害厚生年金ともに受給権者数は増加傾向にある。



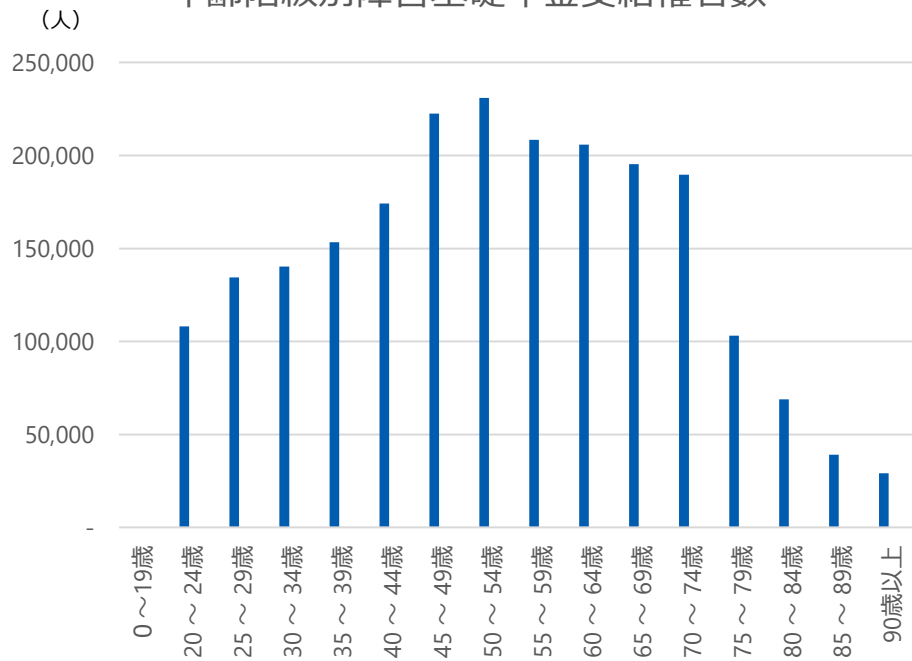
(出典) 厚生年金保険・国民年金事業年報による年度末の数値

## 障害年金の年齢階級別受給権者数

- ▶ 年齢階級別の受給権者数について、最も人数が多い年代は、障害基礎年金では50～54歳、障害厚生年金では60～64歳となっている。

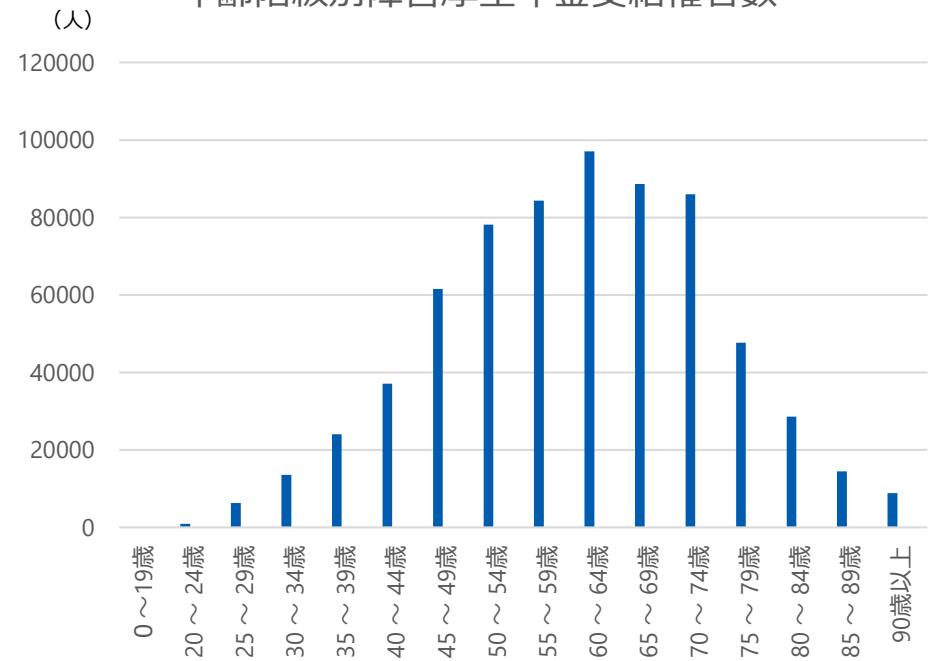
### 障害基礎年金

#### 年齢階級別障害基礎年金受給権者数



### 障害厚生年金

#### 年齢階級別障害厚生年金受給権者数

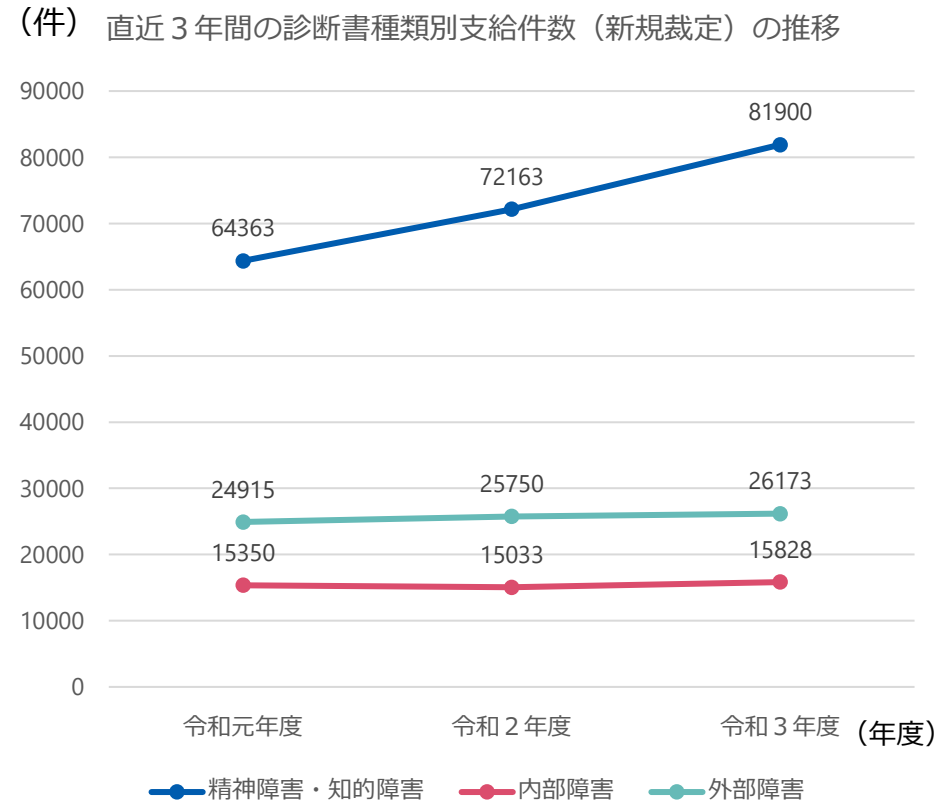


(出典) 厚生年金保険・国民年金事業年報（令和3（2021）年度）による年度末の数値

## 障害年金受給権者数の増加要因

- 令和3年度の診断書別の新規裁定件数・割合を見ると、「精神障害・知的障害」が全体の約7割を占め、直近3年間の推移を見ても増加傾向にあることから、この増加が障害年金受給者数の増加につながっていると考えられる。

令和3年度 診断書種類別支給件数			
診断書種類	新規裁定		
	障害基礎・厚生合計	障害基礎	障害厚生
精神障害・知的障害	81,900 66.1%	61,200 79.4%	20,700 44.2%
内部障害	15,828 12.8%	4,588 5.9%	11,240 24.0%
呼吸器疾患	667 0.5%	177 0.2%	490 1.0%
循環器疾患	3,548 2.9%	395 0.5%	3,153 6.7%
腎疾患・肝疾患・糖尿病	7,380 6.0%	3,034 3.9%	4,346 9.3%
血液・造血管器・その他	4,233 3.4%	982 1.3%	3,251 6.9%
外部障害	26,173 21.1%	11,325 14.7%	14,848 31.7%
眼	2,527 2.0%	1,296 1.7%	1,231 2.6%
聴覚等	2,855 2.3%	1,324 1.7%	1,531 3.3%
肢体	20,791 16.8%	8,705 11.3%	12,086 25.8%
合計	123,901 100.0%	77,113 100.0%	46,788 100.0%



出典：日本年金機構「障害年金業務統計」

※単位：各欄の上段は件数、下段は同一決定区分内での構成比（%）。

※「聴覚等」は、聴覚・鼻腔機能・平衡機能・そしゃく・嚥下機能、音声又は言語機能。

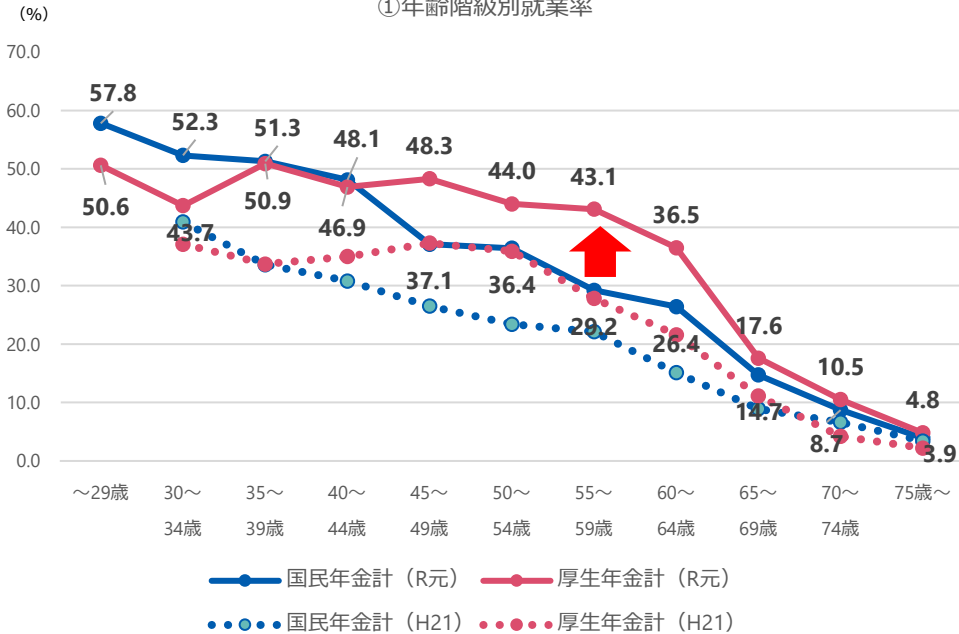
※1人の受給権者が複数枚の診断書を用いている場合は、診断書ごとに件数を計上しているため、合計数は実際の決定件数の合計と一致しない。

※再認定の決定件数は、令和2年度の新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた対応（1年延長）により大幅に増加していることから、参考数値として掲載している。

# 障害年金受給者の就労状況

- 年齢階級別の就業率について、平成21（2009）年と令和元（2019）年とを比較すると、全ての年代において就業率が上昇している。また、国民年金・厚生年金ともに、概ね年齢が上がるにつれて就業率が下がる傾向。
- 現在就業している障害年金受給者について、1年間の仕事による収入をみると、厚生年金、国民年金ともに「～50万円」（厚生年金計：23.9%、国民年金計：52.1%）が最も多くなっている。
- 障害種別・障害等級別の障害年金受給者の就業率を見ると、いずれの障害種別でも就労率は高まっている。

①年齢階級別就業率



(注) 平成21年度調査では、「～29歳」のデータを集計していない。

出典：①平成21年・令和元年障害年金受給者実態調査

②令和元年障害年金受給者実態調査

③令和3年度厚生労働行政推進調査事業費補助金（政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業））「公的年金制度の所得保障機能・所得再分配機能に関する検討に資する研究」  
「障害年金受給者の動向と実態」百瀬優

②制度・等級、本人労働収入階級別構成割合

		本人の仕事による年間収入（単位：万円）									
		計	～50	50～100	100～150	150～200	200～300	300～400	400～500	500～	不明
国民年金・厚生年金	計	100.0	46.9	17.4	12.0	7.0	6.3	3.8	1.9	2.5	3.2
厚生年金	計	100.0	23.9	16.1	13.2	9.6	12.2	9.5	5.5	8.1	2.0
	1級	100.0	26.5	15.5	14.0	7.8	11.1	8.2	4.8	8.9	3.1
	2級	100.0	32.4	17.2	11.4	8.8	10.8	7.4	4.4	5.4	2.3
国民年金	計	100.0	52.1	17.7	11.6	6.3	4.6	2.2	1.0	0.9	3.5
	1級	100.0	56.4	11.3	8.5	4.7	7.3	4.8	1.9	0.8	4.1
	2級	100.0	50.6	19.9	12.7	6.9	3.7	1.2	1.2	1.0	3.3

③障害年金受給者（20～59歳）の就労率（障害等級別・障害種別）

	平成21（2009）年			平成26（2014）年			令和元（2019）年		
	身体障害	知的障害	精神障害	身体障害	知的障害	精神障害	身体障害	知的障害	精神障害
計	38.1%	47.9%	18.6%	43.4%	52.0%	25.7%	48.0%	58.6%	34.8%
厚生年金1級	19.6%	-	-	20.7%	-	-	24.7%	-	-
厚生年金2級	42.2%	-	15.3%	45.3%	-	18.7%	50.9%	-	28.9%
厚生年金3級	59.6%	-	25.5%	66.2%	-	39.8%	73.5%	-	4.7%
国民年金1級	32.6%	28.4%	8.5%	35.2%	31.1%	11.8%	39.1%	32.4%	17.2%
国民年金2級	39.4%	64.1%	20.6%	49.9%	66.5%	27.3%	51.4%	75.3%	36.4%

## 障害年金受給者の世帯収支の状況

- 障害年金受給者世帯の年間収入（年金収入を含む。）について中央値をとると、厚生年金・国民年金計で193万円となっており、これは国民生活基礎調査における全世帯の年間所得金額の中央値437万円よりも低くなっている。
- 1か月あたりの世帯の生活費（臨時的な支出を除く）をみると、厚生年金計では「10～15」万円の割合が最も高く、国民年金では「5～10」万円の割合が最も高い。

		世帯収入（単位：万円）											1か月あたりの生活費（単位：万円）												
		計	～100	100～150	150～200	200～300	300～400	400～500	500～600	600～800	800～	不明	中央値	計	～5	5～10	10～15	15～20	20～25	25～30	30～40	40～	不明		
厚生年金・国民年金計		100.0	22.9	13.2	12.0	16.1	11.3	6.5	4.1	3.9	(単位：%)		193	100.0	8.8	22.2	19.1	15.5	11.6	7.7	4.3	2.5	0.2		
厚生年金	計	100.0	10.8	17.5	13.7	19.0	13.2	7.8	5.4	4.8	3.1	4.7	215	厚生年金	計	100.0	4.6	17.3	22.7	19.8	14.0	9.1	5.0	2.3	0.3
	1級	100.0	4.2	13.8	16.6	24.6	14.9	8.1	5.0	4.4	2.6	5.7	225		1級	100.0	3.3	12.6	22.4	19.7	16.8	10.3	5.4	2.5	0.4
	2級	100.0	8.8	22.2	14.9	18.6	12.6	7.1	4.7	4.0	2.4	4.7	205		2級	100.0	4.4	18.2	23.4	20.7	13.0	8.5	4.7	2.0	0.2
	3級	100.0	17.4	11.6	10.2	16.9	13.3	8.6	6.9	6.3	4.5	4.3	226		3級	100.0	5.6	18.1	21.5	18.2	14.2	9.6	5.2	2.8	0.3
国民年金	計	100.0	26.0	12.1	11.5	15.4	10.8	6.2	3.7	3.6	2.9	7.6	185	国民年金	計	100.0	9.8	23.5	18.1	14.4	11.0	7.4	4.1	2.5	0.2
	1級	100.0	29.4	11.6	10.2	14.2	9.9	6.4	3.3	3.6	3.3	8.0	174		1級	100.0	10.8	25.5	15.1	12.9	10.7	7.8	4.4	2.6	0.2
	2級	100.0	24.0	12.5	12.4	16.1	11.4	6.1	4.0	3.6	2.6	7.3	190		2級	100.0	9.2	22.3	20.0	15.3	11.2	7.1	3.9	2.4	0.2

出典：厚生労働省「国民生活基礎調査」

出典：令和元年障害年金受給者実態調査

(参考) 国民生活基礎調査における全世帯の年間所得金額（中央値）：437万円（平成30（2018）年）



# 障害年金制度に関する課題

## 障害年金制度の見直しの検討

令和元年12月27日「社会保障審議会年金部会における議論の整理」において、今後の年金制度改革の方向性として、障害年金は「**社会経済状況の変化に合わせて見直しを行う必要がないか検証し、その結果に基づいた対応についての検討を進めていくべき**」とされたが、今後の障害年金の在り方について、どのように考えるか。

(参考) 令和元年12月27日「社会保障審議会年金部会における議論の整理」 (抄)

### Ⅲ 今後の年金制度改革の方向性

#### 4 その他

- 今回行う制度改革は、働き方の多様化、高齢期の長期化に対応する観点から、主に老齢年金を射程とした改革となっている。しかし、公的年金制度については、障害年金・遺族年金についても、社会経済状況の変化に合わせて見直しを行う必要がないか検証し、その結果に基づいた対応についての検討を進めていくべきである。

## これまでの年金部会における主なご意見（障害年金）

- 厚生年金保険料を一定期間納めていた方について、保険事故の発生が厚生年金の被保険者期間中に存在しなくても、退職後それほど期間が経過していなければ、障害厚生年金の給付の対象にすることも検討の余地があるのではないか。
- 障害基礎年金か障害厚生年金のどちらを適用されるかは、障害の原因となった病気やけがの初診日に国民年金か厚生年金のいずれの被保険者であったかだけで決まり、それが生涯続くことによる弊害が出ている。例えば、けがで障害を負った後、退職してから障害年金を申請する場合や、学生であるなど就労していない場合には、どれだけ長く働いていても、また、障害になった後に就労しても、障害基礎年金のみを受給することとなる。また、障害厚生年金の方が、給付額が多く、より軽い障害でも給付が受けられ、あるいは障害手当金と一時金を受給できる等、様々な差がある。この差は、年金と自分の賃金で生活を成り立たせるという自立の問題・人の尊厳にもかかわる。
- 初診日の要件のほかにも、障害年金の目的をどう捉えるのかに加えて、医学モデルによるのか、社会モデルによるのかも含めて、障害年金の目的と認定基準との関係について議論する必要がある。その際は、他の障害者施策との関係性も視野に入れながら議論する必要がある。
- 障害年金については、支給要件をどうするのか、給付水準が妥当なのかどうかといった論点があり、また、受給者の中心が身体障害から精神障害に大きく変化している中、それに合わせて制度を見直す必要があるか否かについても検討の余地がある。
- いわゆる直近1年要件については、過去、10年間の延長が繰り返されてきたが、そろそろ役割は終えているのではないか。
- 障害年金の見直しに向けた検討の進め方として、年金部会の下に少人数の委員会を設け、そこで議論した結果を基に年金部会で議論を進めてはどうか。

## 参考資料



## 障害認定基準

- 「国民年金・厚生年金障害認定基準」（以下「障害認定基準」という。）は、国民年金法施行令及び厚生年金保険法施行令に定める障害の状態を、傷病（疾患）ごとに具体的に例示したものであり、傷病（疾患）ごとの障害の程度（障害等級）を公平に認定するための基準を定めたもの。
- 障害認定基準は、旧国民年金及び旧厚生年金保険においても設けられていたが、現在の障害認定基準は、昭和61年の年金制度改正（基礎年金制度の導入）に伴って設けられたものであり、その後の医療水準の向上による医学実態等を踏まえ、随時見直しを行っている。

法律	政令	通達
障害年金の支給要件を規定 ① 初診日に被保険者であること ② 保険料の納付要件を満たしていること ③ <u>一定の障害の状態にあること</u>	<u>各障害等級の「障害の状態」を規定</u>	<u>傷病(疾患)ごとの障害等級を認定するための基準を定めたもの</u>  ※「国民年金・厚生年金障害認定基準」 (昭和61年3月31日庁保発第15号通知、 平成14年3月15日庁保発第12号一部改正)

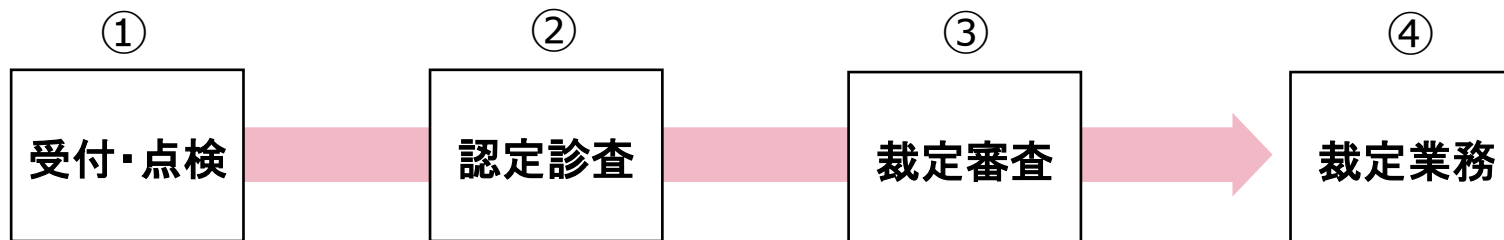
- 障害認定基準において、以下の18節の障害の部位ごとに基準を定めている。

- ・ 眼の障害
- ・ 聴覚の障害
- ・ 鼻腔機能の障害
- ・ 平衡機能の障害
- ・ そしゃく・嚥下機能の障害
- ・ 音声又は言語機能の障害
- ・ 肢体の障害
- ・ 精神の障害
- ・ 神経系統の障害
- ・ 呼吸器疾患による障害
- ・ 心疾患による障害
- ・ 腎疾患による障害
- ・ 肝疾患による障害
- ・ 血液・造血器疾患による障害
- ・ 代謝疾患による障害
- ・ 悪性新生物による障害
- ・ 高血圧症による障害
- ・ その他の疾患による障害

## 障害認定基準のこれまでの改正経緯

時期	改正項目
平成22年度	精神（てんかん）の障害、呼吸器（ぜんそく）の障害、心疾患の障害
平成23年度	H I V（通知）、精神（知的障害・発達障害）の障害
平成24年度	肢体の障害、神経症状（症状固定の取扱い）
平成25年度	眼の障害、精神（高次脳機能障害）の障害
平成26年度	肝疾患の障害、心疾患の障害（診断書のみ）
平成27年度	聴覚の障害、言語機能の障害、腎疾患の障害、
平成28年度	代謝疾患（糖尿病）の障害、精神の障害に係る等級判定ガイドライン（通知）
平成29年度	差引認定、血液・造血器の障害
令和3年度	眼の障害

## 日本年金機構・障害年金センターにおける障害年金請求書の審査概要



### ① 受付・点検（機構職員・委託業者）

- ・受付処理
- ・添付資料の有無など、形式要件審査
- ・被保険者資格記録の確認
- ・認定調書の作成

### ② 認定診査（認定医・機構職員）

- ・適用する障害認定基準の確認等
- ・職員による事前確認の実施
- ・認定医による初診日の確認及び障害等級の診査

※別の認定医の意見を訊いて判断する必要がある場合は、セカンドオピニオン、障害認定審査委員会へ。

### ③ 裁定審査（機構職員）

- ・納付要件の確認
- ・添付資料による氏名・住民票住所・金融機関情報等の審査
- ・子の加算や加給年金がある場合、生計維持等の確認
- ・障害年金請求書に付随する他届書等の審査

### ④ 裁定業務（委託業者）

- ・年金給付システムへの裁定情報入力及び入力内容の確認

## 認定業務に関する体制の整備

障害年金の事務処理の改善に向けて、日本年金機構において、審査業務の集約化等の体制整備を推進。

- 障害基礎年金の審査業務については、日本年金機構設立以降、各都道府県事務センターまたは広域事務センターにおいて実施。（平成27年度末：全国39か所）



- 障害年金の審査業務について、審査の適正性の向上、認定業務の標準化、職員の専門知識・スキルの向上や体制集約による効率化を実現するため、障害厚生年金・障害基礎年金ともに全国一体的な執行体制とすることとし、**全国1か所の拠点として障害年金センターを設置**。
- 平成28年10月から段階的に全国の障害年金の審査業務を障害年金センターに集約し、平成29年4月、**審査業務を一元化**。
  - ✓ 平成30年「日本年金機構における障害年金センターへの集約後の障害年金の審査事務の取扱いについて」（年金局事業管理課長通知）を発出。センター集約後に再認定を行う際、集約前の認定の際に認定医の総合判断の根拠となった障害の状態が従前と変わらない場合は、前回の認定等も踏まえて医学的な総合判断を行うことを基本とした。



# 認定業務に関する体制の整備

## 令和元年

- 複数の障害認定医が認定に関与する仕組みの導入（セカンドオピニオン）
  - ✓ 障害認定の判断の公正性を一層確保するため、障害認定医の医学的な総合判断を特に要する事例について、複数の認定医が認定に関与する仕組みを導入し、令和元年7月から実施
- 障害認定審査委員会の設置
  - ✓ 複数の障害認定医で意見が異なる事案について、適切な障害認定を確保するため、障害認定審査委員会を令和元年12月に設置し、令和2年1月からおおむね毎月開催

## 令和3年

- 障害認定専用端末を用いたリモート認定の運用開始
  - ✓ これまでの障害認定医が障害年金センター等に来所して認定する方法、障害認定医の勤務する医療機関に日本年金機構職員が出張して認定する方法に加え、診断書等を画像データ化し、障害認定医が専用の可搬型端末を用いて認定する方法（リモート認定）の運用を令和3年9月から開始

## 令和4年

- 職員が事前確認票を作成する仕組みの導入
  - ✓ 障害認定業務の標準化や職員の専門性・スキルの一層の向上を図るため、認定に必要な診断書等の障害状態に関する事項について職員が事前確認票を作成する仕組みを令和4年4月より導入

受給権者数の増加に伴う業務量増に加え、認定の適正化や決定状況の透明性等を確保する観点から、現在、障害年金センターの業務や組織体制の更なる見直しを検討中。

# 等級判定ガイドラインの策定

障害年金の申請に対する不支給決定割合の地域差解消に向けて、特に認定結果の差異が大きい精神障害の等級判定に関するガイドラインを策定。認定業務の集約化と相まって、地域差は着実に縮小。

## 平成27年

- 「障害基礎年金の障害認定の地域差に関する調査結果」を公表
  - ✓ 障害基礎年金の新規請求のうち、日本年金機構の各事務センターにおける不支給決定割合（平成22年度から平成24年度まで）を都道府県ごとに比較すると、最も高い大分県は24.4%、最も低い栃木県は4.0% 等

## 平成28年

- 「精神の障害に係る等級判定ガイドライン」を策定
  - ✓ ガイドラインにおいては、障害年金診断書の「日常生活能力の程度」の評価と「日常生活能力の判定」の評価の平均との組み合わせが、どの障害等級に該当するのか目安を示すとともに、労働に従事していることをもって、直ちに日常生活能力が向上したものと捉えないなど、等級判定に当たって考慮すべき要素を例示
  - ✓ ガイドラインを踏まえつつ、診断書の記載内容に基づき個別の事案に即して総合的な評価を実施（平成28年9月～）

## 令和2年

- 「精神の障害に係る等級判定ガイドラインの実施状況について」を公表
  - ✓ 新規裁定において、ガイドライン施行後3年間の実績（平成29年度～令和元年度）を見ると、**92%のケースでガイドラインで示した障害等級の目安と同じ障害等級で認定**されており、認定業務の標準化が推進
  - ✓ 平成24年度とガイドライン施行後3年間の都道府県別「精神障害・知的障害に係る障害基礎年金の支給決定割合（新規裁定）」を比較すると、標準偏差が縮小（10.9→3.5）しており、**地域差も改善**

# これまでの障害年金の支給に関する事務の見直し事項①

## 令和元年

- 20歳前障害基礎年金受給者に係る所得状況届の提出省略
  - ✓ 20歳前障害基礎年金受給者の所得状況の確認については、毎年当該受給者に所得状況届の提出を求めていたが、市町村から所得情報の提供を受けることにより当該受給者の所得について確認することとし、所得状況届の提出は原則不要（令和元年7月）
- 障害状態確認届（診断書）の作成期間の拡大
  - ✓ 障害状態を定期的に確認するために受給者に提出してもらう障害状態確認届（診断書）について、受給者の負担軽減を図るため、作成期間を提出期限前1か月以内から同3か月以内に拡大（令和元年8月）
- 障害年金の不利益処分等に係る理由記載の充実
  - ✓ I型糖尿病訴訟の判決を踏まえ、請求を棄却する不支給決定等について、適用する障害認定基準、当該基準に係る診断書等の記載内容、判断内容など処分理由を記載した文書を処分通知に添付（令和元年10月一部実施、令和2年4月全部実施）
- 脳脊髄液漏出症に係る障害年金の初診日の取扱いの明確化
  - ✓ 脳脊髄液漏出症は発症直後に確定診断されないことが多く、初診日を特定することが困難なケースがあることから、専門家の意見を踏まえ、診断書に障害の原因として交通事故等の事象が記載されている場合など、請求者が申し立てた初診日を障害年金初診日として取り扱うケースを明確化（令和元年12月）

## これまでの障害年金の支給に関する事務の見直し事項②

### 令和2年

- 同一傷病かつ同一初診日で障害年金を再請求する場合における初診日証明書類の取扱いの見直し
  - ✓ 過去に障害年金を請求したものの、不支給と決定された者が、症状が悪化した等の理由で再請求する場合において、前回提出した初診日証明書類を利用することを可能にする（令和2年10月）
- 20歳前傷病に係る障害基礎年金における初診日証明手続きの簡素化
  - ✓ 初診日証明の参考資料として請求者が記載する「病歴・就労状況等申立書」について、障害認定日が20歳前であることが確認できる場合は、発病から医療機関受診時までの経過を一括して記入できるよう簡素化（令和2年10月）
- 障害年金受給権者等に係る障害状態の再認定の取扱いの見直し
  - ✓ 障害年金の更新期間について、障害年金業務統計や実際の認定事例を踏まえ、症状の変化が想定されにくい場合等は5年を目安とするなど、長い更新期間の設定を検討し、受給権者等の負担を軽減するよう見直し（令和2年12月）

### 令和3年

- 線維筋痛症等に係る障害年金の初診日の取扱いの明確化
  - ✓ 線維筋痛症、化学物質過敏症、慢性疲労症候群及び重症筋無力症は発症直後に確定診断されないことが多く、初診日を特定することが困難なケースがあることから、専門家の意見を踏まえ、請求者が申し立てた初診日において線維筋痛症等の症状に係る診療を受けている場合など、請求者が申し立てた初診日を障害年金初診日として取り扱うケースを明確化（令和3年8月）

### 令和4年

- 化学物質過敏症患者に対する障害年金制度に係る周知広報
  - ✓ 化学物質過敏症で療養中の患者に対しても要件を満たしたうえで障害年金が受給できる旨を周知するために、事務連絡「障害年金制度に係る周知広報について（協力依頼）」を都道府県衛生主管部（局）あてに発出し、周知を依頼した（令和4年9月）